



トピックス P2 富山県消費者教育推進計画を策定しました

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

くらしの 相談窓口 から

動画サイトの登録料を支払うため、 コンビニの情報端末機を操作するよう指示されました ～不審なのですが～

相

談

スマートフォンで動画サイトに接続し、年齢確認ボタンをタップしたところ突然登録となり、9万円の請求画面が表示されました。驚いて表示されている電話番号にかけると、登録料の支払を強要され、すぐにコンビニへ行き情報端末機の前で電話するよう言われました。不審なのでどうすればよいのでしょうか…。(20代 男性)

回

答

これは、悪質なサイト業者が、電子マネー決済の仕組みを理解していない消費者から電子マネーを不正に取得しようとする手口です。消費者をコンビニの情報端末機に誘導し、電子マネーに関する数字を入力させて、レジで代金を支払わせます。電子マネーの中でもプリペイドカード(※)は匿名性が高く、誰が購入し利用したか分からないので、絶対に情報端末機で業者から指示された番号に入金(チャージ)したり、プリペイドカード番号を伝えたりしないよう注意しましょう。

・相談者には、この手口について説明し、そもそも

サイト業者との契約が有効に成立しているとは言えないので、料金請求に応じず、業者に連絡をとらないよう助言しました。

・不安に思ったり、万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

(※) プリペイドカードとは、事前に価値(バリュー)をチャージすることで、商品やサービスの支払として利用できるもの。「サーバ型」のプリペイドカードは、カードそのものなくても、カード番号だけで利用することができます。



注意喚起！ ガス・石油暖房機器による事故に注意!

ガス・石油暖房機器の事故は、火災や一酸化炭素中毒、やけどを伴う場合が多く、火災による被害とともに重篤な人的被害も多く発生しており、ガス・石油暖房機器による事故は、平成21年度から平成25年度までの5年間に、全国で合計602件あり、このうち、火災を伴う事故は310件発生しています。まだまだ、暖房機器を使用する機会が続きます。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

【ガス・石油暖房機器共通の事故の防止】

- ・機器に異常を感じた場合は使用を中止し、販売店や製造業者に相談する。
- ・洗濯物の乾燥等、機器の上部や周囲に可燃物やスプレー缶等を置かない。
- ・定期的に換気し、就寝時や外出時は必ず消火する。

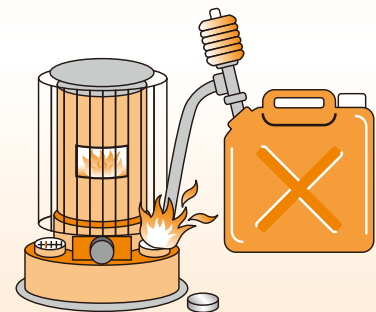
【石油暖房機器による事故の防止】

- ・ガソリンや変質灯油は使用しない。
- ・給油する際は、消火操作を行い、火が完全に消えたことを確認する。
- ・給油後はカートリッジタンクから灯油が漏れていないか確認する。
- ・燃燒筒を正しくセットする。
- ・安全基準が向上した(PSCマーク表示)石油暖房機器を使用する。

【ガス暖房機器による事故の防止】

- ・ガス暖房機器を使用する際は、適切なガス接続具で正しく接続する。
- ・ガス接続具はしっかりと差し込み、固定する。
- ・常日頃からガス漏れに注意し、ガス漏れの疑いがあるときは、点火操作やライター等の火気の使用はしない。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs140424set.pdf>



～多様な主体と連携・協働した生涯にわたる消費者教育の推進～

平成26年度
～平成30年度

富山県消費者教育推進計画を策定しました



消費者被害を未然に防いだり、万一、被害にあっても適切に対処できるようになるためには、私たち一人ひとりが、社会の変化に対応しながら、生涯にわたって消費者として必要な知識と能力を身につけていくこと（＝消費者教育）が必要です。

このため、県では、「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨を踏まえて、多様な主体との連携・協働のもと、県民の皆さんのライフステージに応じた消費者教育を体系的・効果的に進めるため、昨年12月に「富山県消費者教育推進計画」（法第10条に基づく計画）を策定しました。

1 目指すべき消費者像

この計画では、誰もが安心して安全で豊かな消費生活を営むことのできる社会を実現するため、県民の皆さん一人ひとりが次のような消費者となることを目指します。

背景

- 高度情報化・高齢化の進展
- 消費活動は社会経済全体への影響が大きい
(個人消費支出はGDPの6割)

☆ 自立する消費者

被害にあわない、合理的意思決定ができる消費者

☆ 「消費者市民社会」の形成に寄与する消費者

自らの消費行動が社会経済情勢や地球環境に影響を与えることを自覚して行動できる消費者

生涯にわたる
消費者教育の実施

2 重点的に取り組むテーマ

消費者教育を推進するにあたっては、本県の消費者を取り巻く環境や現況を踏まえ、次の2つのテーマを重点的に取り組みます。

重点テーマ1

高齢者等に対する消費者教育の推進

重点テーマ2

消費者教育の人材（担い手）育成



3 具体的な施策

様々な場における消費者教育

特に高齢者等の教育を重点的に

学 校	小・中・高校	・学習指導要領に基づく消費者教育の充実 ・弁護士等専門家の講師派遣、教材の提供
	大学・専門学校等	・入学後早い段階での啓蒙の実施 ・学生向け出前講座の実施
	地域社会	・高齢者等の見守りネットワークの活用 ・成人や高齢者向け出前講座の周知・拡充 ・自発的な学び合い活動の促進
	家 庭	・親子のインターネット利用ルールづくり ・家族間での消費生活知識や情報の共有化
職 域	・事業者の取組み支援（情報提供等） ・従業員向け出前講座の実施	

消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

特に人材育成を重点的に

消費者教育の資源等

教職員	・教職員向け研修会の実施 ・実践事例や消費者教育情報等の提供
地域における人材	・消費生活推進リーダー等の育成強化 ・人材育成を行う団体等への支援 ・福祉関係者等向け研修会の実施 ・様々な主体による取組みを調整する人材（コーディネーター）の育成・支援
消費生活相談員	・消費者教育の担い手としての研修の充実

・各種教材・資料の作成・支援
・各種教材等の情報集約と情報提供の強化

高齢者を被害から守る安全なまちづくり

警察と連携した被害の未然防止

- ・防犯教室や交通安全教室と連携した出前講座の実施
- ・警察官による高齢者宅への戸別訪問

官民挙げて高齢者を見守る体制づくり

- ・行政、警察、防犯団体、福祉ネットワーク、民間事業者等による高齢者の見守り体制の強化・県民運動の展開

【お問い合わせ先】 富山県生活環境文化部 県民生活課 富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-3129（直通）

◎計画本体をご覧になりたい場合はこちら ⇒ http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00014949.html

消費者問題に関する2014年の10大項目

独立行政法人国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年（1月から11月）の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2014年は、冷凍食品への農薬混入や事業者が保有する個人情報の大量流出など、社会を騒がせた重大な事件が相次ぎ、消費者の不安が高まりました。また、あたかも公的機関等の職員であるかのように思わせる詐欺的勧誘や、遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘トラブルの増加が顕著となっています。

平成26年12月18日に、独立行政法人国民生活センターが公表した項目は次のとおりです。

- ◆ 高齢者の消費者被害依然として多く 認知症等の被害者も目立つ
- ◆ 事業者からの個人情報の大量流出事件発生
- ◆ 公的機関等をかたる詐欺的勧誘が急増 国民生活センターをかたる電話も頻発
- ◆ 食の安全と信頼が脅かされる事件が相次ぐ 食品の安全性に関する相談がここ5年で最多
- ◆ インターネット通販などのネット関連トラブルは引き続き増加
- ◆ 遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘トラブルが急増
- ◆ 若者に投資関連トラブルが拡大 バイナリーオプション取引などが顕著
- ◆ 繰り返される子どもの事故 事故防止へのさまざまな取り組み
- ◆ 消費税が8%にアップ 相談も増加
- ◆ 消費者関連法規の改正により地方消費者行政の基盤を強化



詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページ（<http://www.kokusen.go.jp/>）をご覧ください。

「富山県消費生活推進リーダー」募集のお知らせ

県が実施する「消費生活出前講座」の講師等として活動していただく方を募集します。消費者啓発活動に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

応募資格 富山県内在住者で、次のアからウに掲げる消費生活関連の資格のいずれかを有する方又は同等の知識を有すると認められる方で、上記の広報・啓発活動が可能な方。ただし、常勤の公務員、「富山県くらしのアドバイザー」は除きます。

消費生活関連の資格

- ア 消費生活専門相談員
- イ 消費生活アドバイザー
- ウ 消費生活コンサルタント

応募方法 所定の申込書に必要事項を記載し、応募動機についての作文(800字程度)を添付のうえ、提出してください。

富山県消費生活センターのホームページからダウンロード可能です。

(<http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>)

活動内容 出前講座の講師として啓発活動等を行う。(謝礼有り)

募集期間 平成27年1月26日(月)～2月5日(木)

募集人員 5名程度

選考方法 書類及び面接により選考し、3月上旬までに本人あてに通知します。

任期 平成27年4月1日
～平成29年3月31日(2年間)

お問合せ・申込先

富山県消費生活センター

TEL 076-432-2949

〒930-0805 富山市湊入船町6-7

「富山県くらしのアドバイザー」募集のお知らせ

県では、消費者問題に関心をお持ちの方々を「富山県くらしのアドバイザー」として委嘱し、各地域で消費生活知識の普及啓発活動等を行っていただいております。

このたび、平成27年4月から活動していただける方を募集します。消費者問題に関心をお持ちで、消費生活に関する知識の普及啓発活動等に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

応募資格	年齢満20歳以上で富山県内にお住まいの方。ただし、常勤の公務員、「富山県消費生活推進リーダー」は除きます。
応募方法	所定の申込書に必要事項を記載のうえ、郵送、持参、電子メールでお申し込みください。 富山県県民生活課のホームページからダウンロード可能です。 (http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活知識の普及啓発活動 不当表示や過大景品の監視 地域住民からの相談受付等（謝礼有）
募集期間	平成27年2月2日（月）～2月23日（月）
募集人員	40名程度
選考方法	居住地域、その他申込書記載事項を考慮して選考し、3月下旬に本人あてに通知します。
任期	平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

お問合せ・申込先

富山県県民生活課消費生活班

TEL 076-444-3129

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7



11月1日(日) 開催! 4月20日(月) 一般枠エントリー受付開始!

<http://www.toyamamarathon.com/>

富山マラソン

検索



消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CiCビル内）

☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 ☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー(エルパセオ内)] ☎0766-28-1141

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111 (内334)

黒部市 市民環境課 ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 ☎0766-67-1760 (内735)

南砺市 住民生活課(井波庁舎) ☎0763-23-2035

射水市 市民課(大島庁舎) ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121 (内29)

上市町 町民課 ☎076-472-1111 (内103)

立山町 住民課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1100 (内132)

朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100 (内135)

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211(高岡総合庁舎5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL <http://www.consumer-toyama.jp/>